

伊 勢 市 公 報

第 17 号
平成 18 年 7 月 20 日
木 曜 日

目 次

	頁
病院事業管理規程	
伊勢市病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	2
告 示	
伊勢市非核平和都市宣言について	59
伊勢市人権尊重都市宣言について	60
伊勢市健康文化都市宣言について	61
伊勢市交通安全都市宣言について	62
伊勢市男女共同参画都市宣言について	63
伊勢市青少年健全育成都市宣言について	64
平成 18 年度分国民健康保険料に係る保険料率等について	65
伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	67
伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	68
選挙管理委員会告示	
伊勢市長選挙関係	
・ 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨について	69
永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	74
伊勢市岡本町財産区議会議員選挙関係	
・ 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨について	75
上下水道事業告示	
伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	82
公 告	
犬の抑留について	83
農用地利用集積計画の作成について	84
犬の抑留について	85
犬の抑留について	86
公示送達	87
伊勢市病院事業公告	
職員採用試験の実施について	89

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のよ

うに定める。

平成18年7月1日

伊勢市病院事業管理者 世古口 務

病院事業管理規程第3号 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部
を改正する規程

上記企業管理規程の内容は省略し、その関係書類をしばらくの間下記の場所に備え置いて閲覧に供します。

配置場所

伊勢市役所総務部総務課

二見総合支所地域振興課

小俣総合支所地域振興課

御園総合支所地域振興課

伊勢市病院事業管理規程第3号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第47号）」を「、伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第47号）及び伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年伊勢市条例第45号）」に改め、同条ただし書中「給与条例第28条第2項第1号中「扶養手当の月額」とあるのは「扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額」と、給与条例第35条中「給料の月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額」と、給与条例第36条第2項から第4項までの規定中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、調整手当」と、伊勢市職員退職手当支給条例第5条第4項中「扶養手当の月額」とあるのは「扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額」を「次条第2号の給料表の適用を受ける職員の給与については、給与条例第6条第5項中「55歳」とあるのは「57歳」に改める。

第3条第2号中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条同号を第3号とし、同条に第2号として次の1号を加える。

(2) 病院企業技能労務職給料表（別表第2）

第4条中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第5条中「別表第4」を「別表第5」に、「伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成17年伊勢市規則第28号）」を「伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成18年伊勢市規則第 号。以下「基準規則」という。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（昇格）

第5条の1 職員の昇格に関し必要な事項は、基準規則及び伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成18年伊勢市規則第 号）の適用を受ける職員の例による。

2 別表第3の適用を受ける職員（以下「医師等」という。）を昇格させた場合におけるその者の号給は、前項の規定にかかわらず昇格した日の前日に受けていた号給に対応する病院企業医療職給料表昇格時号給対応表（別表第6）の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第7条中「8,300円」を「8,450円」に改める。

第8条中「別表第5」を「別表第7」に、「給料月額」を「給料月額と伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成18年伊勢市条例第43号）附則第7項の規定による給料の額との合計額」に改める。

第9条の見出しを「(地域手当)」に改め、同条中「調整手当」を「地域手当」に、「100分の10」を「100分の4（職員が在勤する地域又は公署を異にして異動した場合であって管理者が特に必要と認めた場合は、100分の18を超えない範囲内で管理者が定める割合）」に改め、同条の次に次の2項を加える。

2 医師等には、前項の規定によりこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

3 前2項に定めるもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、伊勢市職員の地域手当の支給に関する規則（平成18年伊勢市規則第23号）の例による。

第10条中「別表第6」を「別表第8」に改める。

第12条第1号中「病院企業医療職給料表の適用を受ける職員」を「医師等」

第13条中「別表第7」を「別表第9」に改める。

第14条中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第3項中「別表第8」を「別表第10」に改める。

別表第1から別表第8までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

病院企業一般職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500
	16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900
	17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200
	18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300
	19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400
	20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500
	21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600
	22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600
	23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600
	24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600
	25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700
	26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300
27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	

28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500
29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200
30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500
31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800
32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100
33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400
34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700
35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000
36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300
37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600
38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500
39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400
40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300
41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100
42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900
43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700
44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500
45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300
46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100
47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900
48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700
49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300
50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100
51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900
52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700
53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300
54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100
55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900
56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700
57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300
58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100
59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900
60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700
61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300

62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200
63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900
64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600
65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100
66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800
67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500
68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200
69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700
70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400
71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100
72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200	
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900	
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600	
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100	
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800	
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500	
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200	
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700	
86	240,100	296,400	345,300	386,800		
87	240,800	296,800	345,800	387,400		
88	241,500	297,200	346,300	388,000		
89	242,300	297,500	346,700	388,700		
90	242,800	297,900	347,200	389,300		
91	243,300	298,300	347,700	389,900		
92	243,800	298,700	348,200	390,500		
93	244,100	298,900	348,500	391,200		
94		299,300	349,000			
95		299,700	349,500			
96		300,100	350,000			

	97		300,300	350,300				
	98		300,700	350,800				
	99		301,100	351,300				
	100		301,500	351,800				
	101		301,700	352,100				
	102		302,100	352,500				
	103		302,500	352,900				
	104		302,900	353,300				
	105		303,100	353,800				
	106		303,500	354,200				
	107		303,900	354,600				
	108		304,300	355,000				
	109		304,500	355,500				
	110		304,900	355,900				
	111		305,300	356,300				
	112		305,700	356,700				
	113		305,900	357,200				
	114		306,300					
	115		306,700					
	116		307,100					
	117		307,300					
	118		307,600					
	119		307,900					
	120		308,200					
	121		308,600					
	122		308,900					
	123		309,200					
	124		309,500					
	125		309,900					
再任用職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

病院企業技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	120,200	171,200	194,800	247,700	279,700
	2	121,100	172,700	196,200	249,100	281,600
	3	122,000	174,200	197,600	250,500	283,500
	4	122,900	175,700	199,000	251,900	285,400
	5	123,900	177,100	200,500	253,100	287,300
	6	124,900	178,600	202,000	254,400	289,200
	7	125,900	180,100	203,500	255,700	291,100
	8	126,900	181,600	205,000	257,000	293,000
	9	127,700	183,100	206,500	258,100	294,700
	10	128,700	184,400	208,100	259,400	296,500
	11	129,700	185,700	209,700	260,700	298,300
	12	130,700	187,000	211,300	262,000	300,100
	13	131,500	188,400	212,700	263,100	301,700
	14	132,500	189,600	214,400	264,300	303,400
	15	133,500	190,800	216,100	265,500	305,100
	16	134,500	192,000	217,800	266,700	306,800
	17	135,600	193,300	219,300	267,900	308,400
	18	136,800	194,600	220,500	269,100	310,100
	19	138,000	195,900	221,700	270,300	311,800
	20	139,200	197,200	222,900	271,500	313,500
	21	140,300	198,300	224,200	272,500	315,000
	22	141,500	199,600	225,800	273,600	316,500
	23	142,700	200,900	227,400	274,700	318,000
	24	143,900	202,200	229,000	275,800	319,500
	25	145,100	203,600	230,700	276,900	321,100
	26	146,600	204,900	232,200	278,000	322,600
27	148,100	206,200	233,700	279,100	324,100	

28	149,600	207,500	235,200	280,200	325,600
29	151,000	208,800	236,600	281,300	327,200
30	152,500	210,100	238,000	282,400	328,500
31	154,000	211,400	239,400	283,500	329,800
32	155,500	212,700	240,800	284,600	331,100
33	157,000	213,800	242,100	285,500	332,400
34	158,800	215,200	243,500	286,600	333,700
35	160,600	216,600	244,900	287,700	335,000
36	162,400	218,000	246,300	288,800	336,300
37	164,200	219,200	247,600	289,700	337,600
38	165,900	220,500	249,000	290,700	338,900
39	167,600	221,800	250,400	291,700	340,200
40	169,300	223,100	251,800	292,700	341,500
41	170,900	224,200	253,000	293,600	342,700
42	172,300	225,400	254,300	294,600	343,900
43	173,700	226,600	255,600	295,600	345,100
44	175,100	227,800	256,900	296,600	346,300
45	176,600	229,000	258,000	297,400	347,400
46	178,000	230,200	259,200	298,300	348,500
47	179,400	231,400	260,400	299,200	349,600
48	180,800	232,600	261,600	300,100	350,700
49	182,100	233,800	262,900	301,000	351,900
50	183,300	235,000	264,100	301,900	352,900
51	184,500	236,200	265,300	302,800	353,900
52	185,700	237,400	266,500	303,700	354,900
53	186,800	238,600	267,600	304,500	355,900
54	187,900	239,600	268,800	305,300	356,800
55	189,000	240,600	270,000	306,100	357,700
56	190,100	241,600	271,200	306,900	358,600
57	191,200	242,700	272,200	307,700	359,500
58	192,300	243,700	273,300	308,500	360,400
59	193,400	244,700	274,400	309,300	361,300
60	194,500	245,700	275,500	310,100	362,200
61	195,600	246,700	276,600	310,700	363,100

62	196,600	247,600	277,700	311,400	364,000
63	197,600	248,500	278,800	312,100	364,900
64	198,600	249,400	279,900	312,800	365,800
65	199,400	250,400	281,000	313,500	366,500
66	200,300	251,200	281,900	314,100	367,100
67	201,200	252,000	282,800	314,700	367,700
68	202,100	252,800	283,700	315,300	368,300
69	203,000	253,600	284,600	316,000	368,800
70	203,700	254,200	285,400	316,500	
71	204,400	254,800	286,200	317,000	
72	205,100	255,400	287,000	317,500	
73	205,900	255,900	287,900	317,800	
74	206,700	256,400	288,700	318,300	
75	207,500	256,900	289,500	318,800	
76	208,300	257,400	290,300	319,300	
77	208,900	258,000	291,100	319,600	
78	209,600	258,500	291,700	320,000	
79	210,300	259,000	292,300	320,400	
80	211,000	259,500	292,900	320,800	
81	211,700	259,900	293,400	321,300	
82	212,400	260,200	294,000	321,700	
83	213,100	260,500	294,600	322,100	
84	213,800	260,800	295,200	322,500	
85	214,500	261,200	295,700	322,900	
86	215,200	261,600	296,300	323,300	
87	215,900	262,000	296,900	323,700	
88	216,600	262,400	297,500	324,100	
89	217,200	262,600	297,900	324,400	
90	217,800	263,000	298,400	324,800	
91	218,400	263,400	298,900	325,200	
92	219,000	263,800	299,400	325,600	
93	219,500	264,200	299,900	325,900	
94	220,000	264,600	300,400	326,300	
95	220,500	265,000	300,900	326,700	
96	221,000	265,400	301,400	327,100	

97	221,600	265,600	301,800	327,400
98	222,100	265,900	302,300	327,800
99	222,600	266,200	302,800	328,200
100	223,100	266,500	303,300	328,600
101	223,700	266,900	303,700	328,900
102	224,300	267,200	304,100	
103	224,900	267,500	304,500	
104	225,500	267,800	304,900	
105	225,900	268,100	305,300	
106	226,400	268,400	305,700	
107	226,900	268,700	306,100	
108	227,400	269,000	306,500	
109	227,800	269,300	306,900	
110	228,300	269,600	307,300	
111	228,800	269,900	307,700	
112	229,300	270,200	308,100	
113	229,800	270,500	308,400	
114	230,300	270,800	308,800	
115	230,800	271,100	309,200	
116	231,300	271,400	309,600	
117	231,700	271,700	309,900	
118	232,100	272,000	310,300	
119	232,500	272,300	310,700	
120	232,900	272,600	311,100	
121	233,300	272,800	311,400	
122		273,100	311,800	
123		273,400	312,200	
124		273,700	312,600	
125		273,800	312,800	
126		274,100	313,200	
127		274,400	313,600	
128		274,700	314,000	
129		274,800	314,200	
130		275,100	314,600	

	131		275,400	315,000		
	132		275,700	315,400		
	133		275,800	315,600		
	134		276,100			
	135		276,400			
	136		276,700			
	137		276,800			
再任用職員		192,700	204,200	226,400	247,700	279,700

備考 この表は、伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第1号）に規定する業務員である職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

病院企業医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	235,200	322,200	390,600	467,100	563,600
	2	237,700	325,300	393,500	469,400	566,700
	3	240,200	328,400	396,400	471,700	569,800
	4	242,700	331,500	399,300	474,000	572,900
	5	245,100	334,400	402,000	476,300	575,900
	6	248,900	337,800	404,800	478,500	578,300
	7	252,700	341,200	407,600	480,700	580,700
	8	256,500	344,600	410,400	482,900	583,100
	9	260,100	347,800	413,000	485,200	585,400
	10	264,100	351,200	415,700	487,300	586,900
	11	268,100	354,600	418,400	489,400	588,400
	12	272,100	358,000	421,100	491,500	589,900
	13	276,000	361,300	423,600	493,600	591,400
	14	280,000	365,000	426,100	495,700	592,500
	15	284,000	368,700	428,600	497,800	593,600
	16	288,000	372,400	431,100	499,900	594,700
	17	291,800	376,000	433,400	502,000	595,900
	18	295,500	378,800	435,800	504,000	596,900
	19	299,200	381,600	438,200	506,000	597,900
	20	302,900	384,400	440,600	508,000	598,900
	21	306,700	387,300	442,900	509,800	599,900
	22	310,600	389,900	445,300	511,700	
	23	314,500	392,500	447,700	513,600	
	24	318,400	395,100	450,100	515,500	
	25	322,100	397,500	452,400	517,200	
	26	325,100	399,800	454,700	519,000	
27	328,100	402,100	457,000	520,800		

28	331,100	404,400	459,300	522,600
29	334,200	406,800	461,500	524,500
30	336,800	408,900	463,800	526,300
31	339,400	411,000	466,100	528,100
32	342,000	413,100	468,400	529,900
33	344,600	415,300	470,500	531,700
34	347,100	417,300	472,600	533,500
35	349,600	419,300	474,700	535,300
36	352,100	421,300	476,800	537,100
37	354,500	423,400	478,900	538,800
38	356,900	425,400	480,700	540,400
39	359,300	427,400	482,500	542,000
40	361,700	429,400	484,300	543,600
41	364,000	431,500	486,000	545,200
42	365,500	433,300	487,800	546,600
43	367,000	435,100	489,600	548,000
44	368,500	436,900	491,400	549,400
45	370,100	438,800	493,000	550,600
46	371,600	440,600	494,800	551,600
47	373,100	442,400	496,600	552,600
48	374,600	444,200	498,400	553,600
49	375,900	446,100	500,000	554,700
50	376,900	447,900	501,300	555,600
51	377,900	449,700	502,600	556,500
52	378,900	451,500	503,900	557,400
53	380,000	453,400	505,200	558,300
54	380,900	454,600	506,500	559,200
55	381,800	455,800	507,800	560,100
56	382,700	457,000	509,100	561,000
57	383,700	458,200	510,300	561,900
58	384,600	459,200	511,200	562,800
59	385,500	460,200	512,100	563,700
60	386,400	461,200	513,000	564,600
61	387,300	462,100	513,900	565,500

62	387,800	462,800	514,800	566,400
63	388,300	463,500	515,700	567,300
64	388,800	464,200	516,600	568,200
65	389,100	464,900	517,500	569,100
66		465,600	518,400	
67		466,300	519,300	
68		467,000	520,200	
69		467,500	521,100	
70		468,200	522,000	
71		468,900	522,900	
72		469,600	523,800	
73		470,100	524,600	
74		470,800	525,500	
75		471,500	526,400	
76		472,200	527,300	
77		472,700	528,100	
78		473,300	529,000	
79		473,900	529,900	
80		474,500	530,800	
81		475,100	531,600	
82		475,700	532,500	
83		476,300	533,400	
84		476,900	534,300	
85		477,400	535,100	
86		478,000	536,000	
87		478,600	536,900	
88		479,200	537,800	
89		479,700	538,600	
90		480,300		
91		480,900		
92		481,500		
93		482,000		
94		482,600		
95		483,200		
96		483,800		

	97		484,300			
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700	563,600

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

別表第4（第4条関係）

級別標準職務表

給料表	職務の級	標準的な職務
病院 企業 一般 職給 料表	1級	1 事務員及び技術員の職務 2 定型的な業務を行う吏員の職務
	2級	1 相当の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う事務員及び技術員の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う吏員の職務
	3級	1 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う吏員の職務 2 係長の職務 3 主査の職務 4 主任看護師の職務
	4級	1 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う吏員の職務 2 係長の職務 3 主査の職務 4 主任看護師の職務
	5級	1 副薬局長、室長補佐及び課長補佐の職務 2 主幹の職務 3 看護師長の職務
	6級	1 薬局長、室長及び課長の職務 2 副参事の職務 3 看護副部長の職務
	7級	1 部長（看護副部長を除く。）の職務 2 次長の職務 3 参事の職務
病院 企業 技能 労務 職給 料表	1級	定型的な業務を行う業務員の職務
	2級	一般的な業務を行う業務員の職務
	3級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員の職務
	4級	1 副主任の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員の職務
	5級	1 係長の職務 2 主任の職務 2 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員の職務
病 院 企 業	1級	医員の職務
	2級	副医長の職務

医療 職給 料表	3級	医長の職務
	4級	1 医長の職務
		2 特に高度の知識又は経験に基づき困難な医療業務を行う医師及び歯科医師の職務
5級	1 副院長の職務	
	2 部長及び健診センター長の職務	

別表第5（第5条関係）

初任給基準表

給料表	職種	学歴免許等	初任給
病院企業一般 職給料表	薬剤師	大学卒	2級5号給
	診療放射線技師	大学卒	2級5号給
		短大3卒	1級33号給
	臨床検査技師	大学卒	2級5号給
		短大3卒	1級33号給
	臨床工学技士	大学卒	2級5号給
		短大3卒	1級33号給
	理学療法士	大学卒	2級5号給
		短大3卒	1級33号給
	言語聴覚士	大学卒	2級5号給
		短大3卒	1級33号給
	臨床心理士	大学卒	2級5号給
	視能訓練士	大学卒	2級5号給
		短大3卒	1級33号給
	歯科衛生士	短大卒	1級25号給
		高校専攻科卒	1級21号給
	歯科技工士	短大卒	1級25号給
		高校卒	1級17号給
	助産師	大学卒	2級5号給
		短大3卒	1級33号給
	看護師	大学卒	2級5号給
		短大3卒	1級33号給
		短大2卒	1級29号給
	准看護師	准看護師養成所卒	1級17号給
その他	大学卒	1級29号給	
	短大卒	1級21号給	
	高校卒	1級13号給	
	中学卒	1級1号給	

病院企業技能 労務職給料表	一般業務員、看護 補助者、調理 師及び調理員	高校卒	1級25号給
		中学卒	1級13号給
病院企業医療 職給料表	医師及び歯科医 師	博士課程修了	1級25号給
		大学6卒	1級17号給

備考

- 1 この表において「准看護師養成所卒」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号に規定する学校又は同条第2号に規定する養成所の卒業（保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号に規定する学校又は同条第2号に規定する養成所の卒業を含む。）をいう。
- 2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級9号給、「短大2卒」にあつては2級5号給とする。

別表第6（第5条の1関係）

病院企業医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	2	1	1
19	1	3	1	1
20	1	4	1	1
21	1	5	1	1
22	2	6	1	1
23	3	7	1	1
24	4	8	1	1
25	5	9	1	1
26	6	10	2	1
27	7	11	3	1
28	8	12	4	1
29	9	13	5	1
30	10	14	6	1
31	11	15	7	1
32	12	16	8	1

33	13	17	9	1
34	14	18	10	1
35	15	19	11	1
36	16	20	12	1
37	17	21	13	1
38	18	22	14	1
39	19	23	15	1
40	20	24	16	1
41	21	25	17	1
42	22	26	18	1
43	23	27	19	1
44	24	28	20	1
45	25	29	21	1
46	26	30	22	2
47	27	31	23	3
48	28	32	24	4
49	29	33	25	5
50	29	34	26	6
51	29	35	27	7
52	30	36	28	8
53	30	37	29	9
54	30	37	30	9
55	31	38	31	10
56	31	38	32	10
57	31	39	33	11
58	32	39	34	11
59	32	40	35	12
60	32	40	36	12
61	33	41	37	13
62	33	41	37	13
63	34	42	38	14
64	34	42	38	14
65	35	43	39	15
66		43	39	
67		44	40	
68		44	40	
69		45	41	
70		45	41	
71		45	42	
72		46	42	
73		46	43	

74		46	43	
75		47	44	
76		47	44	
77		47	45	
78		48	45	
79		48	46	
80		48	46	
81		49	47	
82		49	47	
83		49	48	
84		50	48	
85		50	49	
86		50	49	
87		51	50	
88		51	50	
89		51	51	
90		52		
91		52		
92		52		
93		53		
94		53		
95		54		
96		54		
97		55		

別表第7（第8条関係）

職	支給割合
副院長	100分の25
部長（看護副部長を除く。） 健診センター長、次長及び参事	100分の13
薬局長、室長、看護副部長、課長及び副参事	100分の10

別表第 8 (第10条関係)

種 類	支給を受ける職員の範囲	支 給 額
医 師 診 療 手 当	1 副院長	月額140,000円
	2 医療部長及び健診センター長	月額130,000円
	3 医長	月額120,000円
	4 副医長	月額70,000円
医 師 研 究 手 当	医学の調査及び研究に従事する医師及び歯科医師(大学卒業後2年を経過した者に限る。)	月額180,000円
医 療 業 務 手 当	1 薬剤師	日額500円
	2 臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、2病棟又は産婦人科外来診療室に勤務する助産師及び人工透析室又は手術室に勤務する看護師又は准看護師	日額400円
	3 看護補助者並びに健診センター室及び事務部に勤務する職員	月額3,000円
放 射 線 取 扱 手 当	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事する医師及び診療放射線技師その他管理者の定める放射線業務に従事する職員	日額400円
分 娩 業 務 手 当	分娩業務に従事する助産師、看護師、准看護師及び看護補助者	分娩 1 件につき400円
解 剖 業 務 手 当	死体の解剖業務に従事する医師及び臨床検査技師	死体 1 体につき3,000円
死 体 処 理 手 当	死体の清拭その他の処理に従事する看護師、准看護師及び看護補助者	死体 1 体につき500円
解剖死体搬送手当	解剖に付した死体の搬送に従事する職員	搬送 1 回につき1,500円

夜間看護手当	<p>正規の勤務時間の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われる看護等の業務に従事する助産師、看護師及び准看護師</p>	<p>勤務1回につき、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額 (1) 深夜における勤務時間が2時間以上である場合 2,200円 (2) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 1,600円</p>
待機手当	<p>正規の勤務時間以外の時間において、救急患者等に対処するために自宅等で待機することを依頼された医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師及び准看護師</p>	<p>待機1回につき、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額 (1) 待機を依頼された期間が8時間以上である場合 1,200円 (2) 待機を依頼された期間が8時間未満である場合 600円</p>
変則勤務手当	<p>1 人間ドック又は脳ドックに従事する職員で土曜日に正規の勤務時間が割り振られたものが当該業務に従事したとき。</p>	<p>勤務1回につき 300円</p>

	<p>2 手術室又は栄養管理課に勤務する職員で次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 月曜日から金曜日までの日において、始業の時刻が午前7時30分以前に定められている正規の勤務時間が割り振られた職員が当該勤務に従事したとき。</p> <p>(2) 月曜日から金曜日までの日において、終業の時刻が午後6時以後に定められている正規の勤務時間が割り振られた職員が当該勤務に従事したとき。</p> <p>(3) 日曜日又は土曜日に正規の勤務時間が割り振られた職員が当該勤務に従事したとき。</p>	<p>勤務1回につき 300円</p>
--	--	-------------------------

別表第 8 の次に次の 2 表を加える。

別表第 9 (第13条関係)

職	支給額
副院長、医療部長及び健診センター長	10,000円
部長 (医療部長及び看護副部長を除く。)、次長及び参事	8,000円
薬局長、室長、看護副部長、課長及び副参事	6,000円

別表第10（第14条関係）

給料表	職員	加算割合
病院企業一般 職給料表	職務の級 7 級及び 6 級の 職員	100分の15
	職務の級 5 級及び 4 級の 職員	100分の10（職務の級 4 級 に属する職員のうち管理者 が別に定める職員にあって は、100分の 5）
	職務の級 3 級の職員	100分の 5
病院企業技能 労務職給料表	職務の級 5 級の職員	100分の10（管理者が別に 定める職員にあっては、 100分の 5）
	職務の級 4 級及び 3 級の 職員 （管理者が定める職員に 限る）	100分の 5
病院企業医療 職給料表	職務の級 5 級、 4 級及び 3 級の職員	100分の15
	職務の級 2 級の職員	100分の10

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 平成18年7月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。ただし、別表第3の適用を受ける職員で、かつ、別表第7の左欄に掲げる職にある職員(以下「管理職である医師等」という。)の新級については、5級とする。

3 切替日の前日において、伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第1号。以下「職名規程」という。)に規定する業務員である職員であって、改正前の病院企業職員の給与に関する規程(平成17年病院事業管理規程第16号。以下「改正前の給与規程」という。)第3条に規定する給料表(以下「改正前の給料表」という。)の適用を受けていた者及び切替日に職名規程に規定する業務員の発令を受ける者(以下「技能労務職員」という。)については、切替日以後別表第2の給料表を適用するものとし、その者の新級は、旧級に対応する附則別表第2の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

4 切替日の前日において改正前の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間。以下「経過期間」とい

う。)に応じ、次に掲げる号給とする。

(1) 別表第1の適用を受ける職員で、旧級及び旧号給が附則別表第3に掲げられている職員 経過期間に応じ同表に掲げる号給

(2) 別表第2の適用を受ける職員で、旧級及び旧号給が附則別表第4の旧級号給欄に掲げられている職員 経過期間に応じ同表新号給欄に掲げる号給

(3) 別表第3の適用を受ける職員で、旧級及び旧号給が附則別表第5に掲げられている職員 経過期間に応じ同表に掲げる号給

(4) 別表第3の適用を受ける職員で、旧級及び旧号給が附則別表第6に掲げられている職員 経過期間に応じ同表4級の欄に掲げる号給

(5) 管理職である医師等で、旧級及び旧号給が附則別表第6に掲げられている職員 経過期間に応じ同表5級の欄に掲げる号給

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)

5 切替日の前日において改正前の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成18年伊勢市条例第43号)及び伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年伊勢市条例第45号。以下「改正給与条例等」という。)の適用を受ける職員の例による。ただし、医師等については、次に掲げる号給とする。

(1) 旧給料月額が附則別表第7に掲げられている職員 経過期間に応じ同表4級の欄に掲げる号給

(2) 旧給料月額が附則別表第7に掲げられていない職員 別表第3の4級における最高の号給

(3) 管理職である医師等で、旧給料月額が附則別表第7に掲げられ

ている職員 経過期間に応じ同表 5 級の欄に掲げる号給

(4) 管理職である医師等で、旧給料月額が附則別表第 7 に掲げられていない職員 5 級 15 号給

6 前 4 項に定めるもののほか、給料の切替え等に関する事項は、改正給与条例等の適用を受ける職員の例による。

(平成 22 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給割合に関する特例)

7 平成 22 年 3 月 31 日までの間における第 9 条の地域手当の支給割合は、附則別表第 8 のとおりとする。

(伊勢市職員退職手当支給条例等の適用)

8 退職手当の支給については、伊勢市職員退職手当支給条例(平成 17 年伊勢市条例第 47 号)及び伊勢市職員退職手当支給条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 39 号。以下この条において「規則」という。)の例による。ただし、医師等の退職手当の支給について、規則第 1 条の 5 の別表ア又はイの表は附則別表 9 のとおりとする。

9 前 8 項及び管理者が別に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置等は市長部局の職員の例による。

(市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部改正)

10 市立伊勢総合病院事務分掌規程(平成 17 年病院事業管理規程第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

(副主任)

第 21 条の 2 必要あるときは、課に、副主任を置くことができる。

2 副主任は、上司の命を受けて、特定の業務を処理するとともに、主任を補佐する

(伊勢市病院企業職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

11 伊勢市病院企業職員の育児休業等に関する規程（平成17年病院事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(以下この項において「調整期間」という。)」を削り、「(以下この項において「復帰の日」という。)又はその日から1年以内の昇給の時期」を、「及びその日後における最初の昇給日(伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則(平成18年伊勢市規則第 号)第8条に規定する「昇給日」をいう。)又はそのいずれかの日」に、「給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮」を、「号給を調整」に改める。

第5条第3項ただし書を削る。

附則別表第1(附則第2項関係)

病院企業一般職給料表及び病院企業医療職給料表の適用を受ける職員の職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
病院企業一般職給料表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
病院企業医療職給料表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級 5級

附則別表第2(附則第3項関係)

病院企業技能労務職給料表の適用を受ける職員の職務の級の

切替表

旧級	新級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	3 級
4 級	
5 級	4 級
6 級	5 級

附則別表第3（附則第4項関係）

病院企業一般職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	3月未満			1		5		1		1
	3月以上6月未満			2		6		1		1
	6月以上9月未満			3		7		1		1
	9月以上12月未満			4		8		1		1
	12月以上			5		9		1		1
2	3月未満			5	1	9	1	1	1	1
	3月以上6月未満			6	1	10	1	1	1	1
	6月以上9月未満			7	1	11	1	1	1	1
	9月以上12月未満			8	1	12	1	1	1	1
	12月以上			9	1	13	1	1	1	1
3	3月未満			9	1	13	1	1	1	1
	3月以上6月未満			10	2	14	1	1	1	1
	6月以上9月未満			11	3	15	1	1	1	1
	9月以上12月未満			12	4	16	1	1	1	1
	12月以上			13	5	17	1	1	1	1
4	3月未満			13	5	17	1	1	1	1
	3月以上6月未満			14	6	18	2	2	1	1
	6月以上9月未満			15	7	19	3	3	1	1
	9月以上12月未満			16	8	20	4	4	1	1
	12月以上			17	9	21	5	5	1	1
5	3月未満	1	21	17	9	21	5	5	1	1
	3月以上6月未満	2	22	18	10	22	6	6	1	1
	6月以上9月未満	3	23	19	11	23	7	7	1	1
	9月以上12月未満	4	24	20	12	24	8	8	1	1
	12月以上	5	25	21	13	25	9	9	1	1
6	3月未満	5	25	21	13	25	9	9	1	1
	3月以上6月未満	6	26	22	14	26	10	10	2	2
	6月以上9月未満	7	27	23	15	27	11	11	3	3
	9月以上12月未満	8	28	24	16	28	12	12	4	4
	12月以上	9	29	25	17	29	13	13	5	5
7	3月未満	9	29	25	17	29	13	13	5	5
	3月以上6月未満	10	30	26	18	30	14	14	6	6
	6月以上9月未満	11	31	27	19	31	15	15	7	7
	9月以上12月未満	12	32	28	20	32	16	16	8	8
	12月以上	13	33	29	21	33	17	17	9	9
8	3月未満	13	33	29	21	33	17	17	9	9

	3月以上6月未満	14	34	30	22	34	18	18	10	10
	6月以上9月未満	15	35	31	23	35	19	19	11	11
	9月以上12月未満	16	36	32	24	36	20	20	12	12
	12月以上	17	37	33	25	37	21	21	13	13
9	3月未満	17	37	33	25	37	21	21	13	13
	3月以上6月未満	18	38	34	26	38	22	22	14	14
	6月以上9月未満	19	39	35	27	39	23	23	15	15
	9月以上12月未満	20	40	36	28	40	24	24	16	16
	12月以上	21	41	37	29	41	25	25	17	17
10	3月未満	21	41	37	29	41	25	25	17	17
	3月以上6月未満	22	42	38	30	42	26	26	18	18
	6月以上9月未満	23	43	39	31	43	27	27	19	19
	9月以上12月未満	24	44	40	32	44	28	28	20	20
	12月以上	25	45	41	33	45	29	29	21	21
11	3月未満	25	45	41	33	45	29	29	21	21
	3月以上6月未満	26	46	42	34	46	30	30	22	22
	6月以上9月未満	27	47	43	35	47	31	31	23	23
	9月以上12月未満	28	48	44	36	48	32	32	24	24
	12月以上	29	49	45	37	49	33	33	25	25
12	3月未満	29	49	45	37	49	33	33	25	25
	3月以上6月未満	29	50	46	38	50	34	34	26	26
	6月以上9月未満	30	51	47	39	51	35	35	27	27
	9月以上12月未満	30	52	48	40	52	36	36	28	28
	12月以上	31	53	49	41	53	37	37	29	29
13	3月未満	31	53	49	41	53	37	37	29	29
	3月以上6月未満	31	54	50	42	54	38	38	30	30
	6月以上9月未満	32	55	51	43	55	39	39	31	31
	9月以上12月未満	32	56	52	44	56	40	40	32	32
	12月以上	33	57	53	45	57	41	41	33	33
14	3月未満	33	57	53	45	57	41	41	33	33
	3月以上6月未満	33	58	54	46	58	42	42	34	34
	6月以上9月未満	33	59	55	47	59	43	43	35	35
	9月以上12月未満	34	60	56	48	60	44	44	36	36
	12月以上	34	61	57	49	61	45	45	37	37
15	3月未満	34	61	57	49	61	45	45	37	37
	3月以上6月未満	34	62	58	49	62	46	46	38	38
	6月以上9月未満	35	63	59	50	63	47	47	39	39
	9月以上12月未満	35	64	60	50	64	48	48	40	40
	12月以上	35	65	61	51	65	49	49	41	41
16	3月未満	35	65	61	51	65	49	49	41	41
	3月以上6月未満	36	66	62	51	66	50	50	42	42

	6月以上9月未満	36	67	63	52	67	51	51	43	43
	9月以上12月未満	36	68	64	52	68	52	52	44	44
	12月以上	37	69	65	53	69	53	53	45	45
17	3月未満	37	69	65	53	69	53	53	45	45
	3月以上6月未満	37	70	66	54	70	54	54	46	46
	6月以上9月未満	37	71	67	55	71	55	55	47	47
	9月以上12月未満	37	72	68	56	72	56	56	48	48
	12月以上	38	73	69	57	73	57	57	49	49
18	3月未満	38	73	69	57	73	57	57	49	49
	3月以上6月未満	38	74	70	57	74	58	58	50	50
	6月以上9月未満	38	75	71	58	75	59	59	51	51
	9月以上12月未満	38	76	72	58	76	60	60	52	52
	12月以上	39	77	73	59	77	61	61	53	53
19	3月未満	39	77	73	59	77	61	61	53	
	3月以上6月未満	39	78	74	59	78	62	62	54	
	6月以上9月未満	39	79	75	60	79	63	63	55	
	9月以上12月未満	39	80	76	60	80	64	64	56	
	12月以上	40	81	77	61	81	65	65	57	
20	3月未満		81	77	61	81	65	65	57	
	3月以上6月未満		82	78	61	82	66	66	58	
	6月以上9月未満		83	79	61	83	67	67	59	
	9月以上12月未満		84	80	62	84	68	68	60	
	12月以上		85	81	62	85	69	69	61	
21	3月未満		85	81	62	85	69	69	61	
	3月以上6月未満		86	82	62	86	70	70	62	
	6月以上9月未満		87	83	63	87	71	71	63	
	9月以上12月未満		88	84	63	88	72	72	64	
	12月以上		89	85	63	89	73	73	65	
22	3月未満		89	85	63	89	73	73	65	
	3月以上6月未満		90	86	64	90	74	74	66	
	6月以上9月未満		91	87	64	91	75	75	67	
	9月以上12月未満		92	88	64	92	76	76	68	
	12月以上		93	89	65	93	77	77	69	
23	3月未満		93	89	65	93	77			
	3月以上6月未満		93	90	65	94	78			
	6月以上9月未満		93	91	66	95	79			
	9月以上12月未満		93	92	66	96	80			
	12月以上		93	93	67	97	81			
24	3月未満			93	67	97	81			
	3月以上6月未満			94	67	98	82			
	6月以上9月未満			95	68	99	83			

	9月以上12月未満			96	68	100	84			
	12月以上			97	69	101	85			
25	3月未満			97	69	101	85			
	3月以上6月未満			98	70	102	86			
	6月以上9月未満			99	71	103	87			
	9月以上12月未満			100	72	104	88			
	12月以上			101	73	105	89			
26	3月未満			101	73	105				
	3月以上6月未満			102	73	106				
	6月以上9月未満			103	74	107				
	9月以上12月未満			104	74	108				
	12月以上			105	75	109				
27	3月未満			105	75					
	3月以上6月未満			106	75					
	6月以上9月未満			107	76					
	9月以上12月未満			108	76					
	12月以上			109	77					
28	3月未満			109	77					
	3月以上6月未満			110	78					
	6月以上9月未満			111	79					
	9月以上12月未満			112	80					
	12月以上			113	81					
29	3月未満			113	81					
	3月以上6月未満			114	82					
	6月以上9月未満			115	83					
	9月以上12月未満			116	84					
	12月以上			117	85					
30	3月未満			117						
	3月以上6月未満			118						
	6月以上9月未満			119						
	9月以上12月未満			120						
	12月以上			121						
31	3月未満			121						
	3月以上6月未満			122						
	6月以上9月未満			123						
	9月以上12月未満			124						
	12月以上			125						
32	3月未満			125						
	3月以上6月未満			125						
	6月以上9月未満			125						

	9月以上12月未 満			125						
	12月以上			125						

附則別表第4（附則第4項関係）

病院企業技能労務職給料表の適用を受ける職員の新号給

	旧級号給	新号給
	経過期間	
2級9号給	3月未満	17号給
	3月以上6月未満	18号給
	6月以上9月未満	19号給
2級11号給	6月以上9月未満	27号給
2級12号給	12月以上	33号給
3級3号給	9月以上12月未満	8号給
3級5号給	6月以上9月未満	15号給
	9月以上12月未満	16号給
3級6号給	6月以上9月未満	23号給
	9月以上12月未満	24号給
3級7号給	3月以上6月未満	26号給
	6月以上9月未満	27号給
	12月以上	29号給
3級8号給	12月以上	33号給
3級10号給	12月以上	45号給
3級11号給	3月以上6月未満	46号給
3級12号給	12月以上	53号給
3級13号給	12月以上	57号給
3級14号給	6月以上9月未満	59号給
	9月以上12月未満	60号給
3級15号給	12月以上	65号給
3級16号給	3月以上6月未満	65号給
	12月以上	67号給
3級17号給	12月以上	69号給
3級18号給	12月以上	75号給
3級19号給	6月以上9月未満	76号給
3級24号給	12月以上	89号給
4級6号給	3月以上6月未満	42号給
	6月以上9月未満	43号給
	9月以上12月未満	44号給
4級7号給	3月以上6月未満	46号給
	12月以上	49号給
4級8号給	9月以上12月未満	56号給
4級9号給	3月以上6月未満	62号給
	9月以上12月未満	64号給
	12月以上	65号給

4 級10号給	3 月未満	65号給
	3 月以上 6 月未満	66号給
	9 月以上12月未満	68号給
	12月以上	69号給
4 級11号給	3 月以上 6 月未満	74号給
	6 月以上 9 月未満	75号給
	9 月以上12月未満	76号給
	12月以上	77号給
4 級12号給	3 月以上 6 月未満	86号給
	9 月以上12月未満	88号給
	12月以上	89号給
4 級13号給	9 月以上12月未満	100号給
5 級 1 0 号給	3 月以上 6 月未満	46号給
	9 月以上12月未満	48号給
	12月以上	49号給
5 級11号給	3 月以上 6 月未満	54号給
	9 月以上12月未満	56号給
	12月以上	57号給
5 級12号給	3 月以上 6 月未満	62号給
	9 月以上12月未満	64号給
	12月以上	65号給
5 級13号給	3 月以上 6 月未満	70号給
	6 月以上 9 月未満	71号給
	9 月以上12月未満	72号給
	12月以上	73号給
5 級14号給	3 月以上 6 月未満	82号給
	6 月以上 9 月未満	83号給
	9 月以上12月未満	84号給
	12月以上	85号給
5 級15号給	3 月以上 6 月未満	90号給
	6 月以上 9 月未満	91号給
	9 月以上12月未満	92号給
6 級13号給	9 月以上12月未満	40号給
6 級14号給	6 月以上 9 月未満	47号給
	9 月以上12月未満	48号給
	12月以上	49号給
6 級15号給	3 月未満	49号給
	3 月以上 6 月未満	50号給
	6 月以上 9 月未満	51号給
	9 月以上12月未満	52号給
6 級16号給	3 月以上 6 月未満	58号給

	6 月以上 9 月未満	59号給
	9 月以上12月未満	60号給
6 級17号給	3 月以上 6 月未満	62号給
	6 月以上 9 月未満	63号給
	9 月以上12月未満	64号給
	12月以上	65号給
6 級18号給	3 月以上 6 月未満	66号給
	6 月以上 9 月未満	67号給
	9 月以上12月未満	68号給
	12月以上	69号給
6 級19号給	3 月以上 6 月未満	69号給
	6 月以上 9 月未満	69号給
	9 月以上12月未満	69号給
	12月以上	69号給

附則別表第5（附則第4項関係）

病院企業医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級		
		1級	2級	3級
1	3月未満			1
	3月以上6月未満			1
	6月以上9月未満			1
	9月以上12月未満			1
	12月以上			1
2	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1
	12月以上	5	1	1
4	3月未満	5	1	1
	3月以上6月未満	6	2	1
	6月以上9月未満	7	3	1
	9月以上12月未満	8	4	1
	12月以上	9	5	1
5	3月未満	9	5	1
	3月以上6月未満	10	6	2
	6月以上9月未満	11	7	3
	9月以上12月未満	12	8	4
	12月以上	13	9	5
6	3月未満	13	9	5
	3月以上6月未満	14	10	6
	6月以上9月未満	15	11	7
	9月以上12月未満	16	12	8
	12月以上	17	13	9
7	3月未満	17	13	9
	3月以上6月未満	18	14	10
	6月以上9月未満	19	15	11
	9月以上12月未満	20	16	12
	12月以上	21	17	13
8	3月未満	21	17	13

	3月以上6月未満	22	18	14
	6月以上9月未満	23	19	15
	9月以上12月未満	24	20	16
	12月以上	25	21	17
9	3月未満	25	21	17
	3月以上6月未満	26	22	18
	6月以上9月未満	27	23	19
	9月以上12月未満	28	24	20
	12月以上	29	25	21
10	3月未満	29	25	21
	3月以上6月未満	30	26	22
	6月以上9月未満	31	27	23
	9月以上12月未満	32	28	24
	12月以上	33	29	25
11	3月未満	33	29	25
	3月以上6月未満	34	30	26
	6月以上9月未満	35	31	27
	9月以上12月未満	36	32	28
	12月以上	37	33	29
12	3月未満	37	33	29
	3月以上6月未満	38	34	30
	6月以上9月未満	39	35	31
	9月以上12月未満	40	36	32
	12月以上	41	37	33
13	3月未満	41	37	33
	3月以上6月未満	42	38	34
	6月以上9月未満	43	39	35
	9月以上12月未満	44	40	36
	12月以上	45	41	37
14	3月未満	45	41	37
	3月以上6月未満	46	42	38
	6月以上9月未満	47	43	39
	9月以上12月未満	48	44	40
	12月以上	49	45	41
15	3月未満	49	45	41
	3月以上6月未満	50	46	42
	6月以上9月未満	51	47	43
	9月以上12月未満	52	48	44
	12月以上	53	49	45
16	3月未満	53	49	45
	3月以上6月未満	54	50	46

	6 月以上 9 月未満	55	51	47
	9 月以上12月未満	56	52	48
	12月以上	57	53	49
17	3 月未満	57	53	49
	3 月以上 6 月未満	58	54	50
	6 月以上 9 月未満	59	55	51
	9 月以上12月未満	60	56	52
	12月以上	61	57	53
18	3 月未満	61	57	53
	3 月以上 6 月未満	62	58	54
	6 月以上 9 月未満	63	59	55
	9 月以上12月未満	64	60	56
	12月以上	65	61	57
19	3 月未満	65	61	57
	3 月以上 6 月未満	65	62	58
	6 月以上 9 月未満	65	63	59
	9 月以上12月未満	65	64	60
	12月以上	65	65	61
20	3 月未満		65	61
	3 月以上 6 月未満		66	62
	6 月以上 9 月未満		67	63
	9 月以上12月未満		68	64
	12月以上		69	65
21	3 月未満		69	65
	3 月以上 6 月未満		70	66
	6 月以上 9 月未満		71	67
	9 月以上12月未満		72	68
	12月以上		73	69
22	3 月未満		73	69
	3 月以上 6 月未満		74	70
	6 月以上 9 月未満		75	71
	9 月以上12月未満		76	72
	12月以上		77	73
23	3 月未満		77	73
	3 月以上 6 月未満		78	74
	6 月以上 9 月未満		79	75
	9 月以上12月未満		80	76
	12月以上		81	77
24	3 月未満		81	77
	3 月以上 6 月未満		82	78
	6 月以上 9 月未満		83	79

	9月以上12月未満		84	80
	12月以上		85	81
25	3月未満		85	
	3月以上6月未満		86	
	6月以上9月未満		87	
	9月以上12月未満		88	
	12月以上		89	

附則別表第6（附則第4項関係）

旧級が医療職給料表の4級である職員の新号給

旧号給	経過期間	新級	
		4級	5級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1

	12月以上	1	1
7	3月未滿	1	1
	3月以上6月未滿	2	1
	6月以上9月未滿	3	1
	9月以上12月未滿	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未滿	5	1
	3月以上6月未滿	6	1
	6月以上9月未滿	7	1
	9月以上12月未滿	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未滿	9	1
	3月以上6月未滿	10	1
	6月以上9月未滿	11	1
	9月以上12月未滿	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未滿	13	1
	3月以上6月未滿	14	1
	6月以上9月未滿	15	1
	9月以上12月未滿	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未滿	17	1
	3月以上6月未滿	18	1
	6月以上9月未滿	19	1
	9月以上12月未滿	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	1
	6月以上9月未滿	23	1
	9月以上12月未滿	24	1
	12月以上	25	1
13	3月未滿	25	1
	3月以上6月未滿	26	1
	6月以上9月未滿	27	1
	9月以上12月未滿	28	1
	12月以上	29	1
14	3月未滿	29	1
	3月以上6月未滿	30	1
	6月以上9月未滿	31	1
	9月以上12月未滿	32	1
	12月以上	33	1

15	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
18	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	2
	6月以上9月未満	47	3
	9月以上12月未満	48	4
	12月以上	49	5
19	3月未満	49	5
	3月以上6月未満	50	6
	6月以上9月未満	51	7
	9月以上12月未満	52	8
	12月以上	53	9
20	3月未満	53	9
	3月以上6月未満	54	9
	6月以上9月未満	55	10
	9月以上12月未満	56	10
	12月以上	57	11

附則別表第7（附則第5項関係）

旧級における最高の号給を超える給料月額を受けていた医師等の新号給

旧給料月額	新級		
	経過期間	4級	5級
円 604,900	3月未満	57	11
	3月以上6月未満	58	11
	6月以上9月未満	59	12
	9月以上12月未満	60	12

	12月以上	61	13
609,500 円	3月未満	61	13
	3月以上6月未満	62	13
	6月以上9月未満	63	14
	9月以上12月未満	64	14
	12月以上	65	15

附則別表第 8 (附則第 7 項関係)

平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合

支給年度		平成18年 度	平成19年 度	平成20年 度	平成21年 度
支給割合	医師及び歯 科医師以外 の職員	0	0	0	100分の1
	医師及び歯 科医師	100分の11	100分の12	100分の13	100分の14

附則別表9（附則8項関係）

ア 平成8年4月1日から平成18年6月30日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第2号区分	<p>1 平成8年4月1日から平成18年6月30日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（他の条例及び規則において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成8年4月以後平成18年6月以前の職員給与条例」という。）の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち管理者の定めるもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして管理者の定めるもの</p>
第3号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年6月以前の職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第1号に掲げる者を除く。）のうち管理者の定めるもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして管理者の定めるもの</p>
第4号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年6月以前の職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第1号及び第3号の区分の項第1号に掲げる者を除く。）</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして管理者の定めるもの</p>
第5号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年6月以前の職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして管理者の定めるもの</p>
第6号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年6月以前の職員給与条例の医療職給料表</p>

	<p>の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち管理者の定めるもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして管理者の定めるもの</p>
第7号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年6月以前の職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第1号に掲げる者を除く。）</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして管理者の定めるもの</p>
第8号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年6月以前の職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち管理者の定めるもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして管理者の定めるもの</p>
第9号区分	<p>第2号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>

イ 平成18年7月1日以降の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<p>1 平成18年7月1日以後に適用されている職員の給与に関する条例（他の条例及び規則において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成18年7月以降の職員給与条例」という。）の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして管理者の定めるもの</p>
第2号区分	<p>1 平成18年7月以降の職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち管理者の定めるもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして管理者の定めるもの</p>

	して管理者の定めるもの
第 3 号区分	<p>1 平成18年7月以降の職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第1号に掲げる者を除く。）のうち管理者の定めるもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして管理者の定めるもの</p>
第 4 号区分	<p>1 平成18年7月以降の職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第1号及び第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして管理者の定めるもの</p>
第 5 号区分	<p>1 平成18年7月以降の職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして管理者の定めるもの</p>
第 6 号区分	<p>1 平成18年7月以降の職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち管理者の定めるもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして管理者の定めるもの</p>
第 7 号区分	<p>1 平成18年7月以降の職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第1号に掲げる者を除く。）</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして管理者の定めるもの</p>
第 8 号区分	<p>1 平成18年7月以降の職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち管理者の定めるもの</p>

	2 前号に掲げる者に準ずるものとして管理者の定めるもの
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

伊勢市告示第 64 号

伊勢市非核平和都市宣言について

平成 18 年 7 月 11 日開議の市議会定例会で議決を経た伊勢市非核平和都市について、次のとおり宣言します。

平成 18 年 7 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市非核平和都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。

私たちは、世界で唯一の核被爆国民として、また、日本国憲法の精神に基づき、核兵器の廃絶と軍備縮小を全世界に訴えるとともに、「持たず・作らず・持ち込ませず」の非核三原則が完全に実施されることを希求し、市民の平和と幸福を願い、ここに「非核平和都市」を宣言します。

平成 18 年 7 月 11 日

伊 勢 市

伊勢市告示第 65 号

伊勢市人権尊重都市宣言について

平成 18 年 7 月 11 日開議の市議会定例会で議決を経た伊勢市人権尊重都市について、次のとおり宣言します。

平成 18 年 7 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市人権尊重都市宣言

すべて国民は、日本国憲法のもと、基本的人権が保障され自由で平等な社会の実現を願っています。

しかしながら、現実の社会生活においては、今なお人権が侵害される事象が見受けられます。

今こそ、市民一人ひとりが人権尊重の精神に徹し、より豊かな人権感覚を身につけることが大切です。

よって私たちは、自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られる心豊かで明るく住みよい地域社会を築くため、ここに「人権尊重都市」を宣言します。

平成 18 年 7 月 11 日

伊 勢 市

伊勢市告示第 66 号

伊勢市健康文化都市宣言について

平成 18 年 7 月 11 日開議の市議会定例会で議決を経た伊勢市健康文化都市について、次のとおり宣言します。

平成 18 年 7 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市健康文化都市宣言

私たちのまち伊勢市は美しい自然や悠久の歴史、深い文化を守り育ててきました。

この恵まれた環境のなかで、豊かな心を育み、希望をもっていきいきと生涯を健康で暮らすことは、私たちみんなの願いであり、かけがえのない文化です。

人々の幸せの源である「健康」をまちづくりの基本とし、みんなで健康づくりの輪を広げ、誰もがこのまちに住んでよかったと思える元気なまち伊勢市を創造する決意をこめて、ここに「健康文化都市」を宣言します。

平成 18 年 7 月 11 日

伊 勢 市

伊勢市告示第 67 号

伊勢市交通安全都市宣言について

平成 18 年 7 月 11 日開議の市議会定例会で議決を経た伊勢市交通安全都市について、次のとおり宣言します。

平成 18 年 7 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市交通安全都市宣言

交通事故のない、安全で住みよい地域社会の実現は、市民すべての願いです。

しかしながら、交通事故は依然として多発しており、悲惨な交通事故の根絶は大きな課題となっています。

よって、伊勢市は、市民の力を結集し、交通安全意識を高め、交通事故のない安全で住みよいまちづくりを推進するため、ここに「交通安全都市」を宣言します。

平成 18 年 7 月 11 日

伊 勢 市

伊勢市告示第 68 号

伊勢市男女共同参画都市宣言について

平成 18 年 7 月 11 日開議の市議会定例会で議決を経た伊勢市男女共同参画都市について、次のとおり宣言します。

平成 18 年 7 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市男女共同参画都市宣言

私たちは、美しい自然と豊かな文化に恵まれ、古くより“お伊勢さん”と親しまれたこのまちを誇りとし、男女が性別を超え、世代を超え、人として尊重しあい、喜びも責任も分かちあい、共にいきいきと自分らしく生きることのできる伊勢市をめざして、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成 18 年 7 月 11 日

伊 勢 市

伊勢市告示第 69 号

伊勢市青少年健全育成都市宣言について

平成 18 年 7 月 11 日開議の市議会定例会で議決を経た伊勢市青少年健全育成都市について、次のとおり宣言します。

平成 18 年 7 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市青少年健全育成都市宣言

青少年が心身ともに健やかに成長することは、市民一人ひとりの願いであり、その実現は地域社会の大切な使命です。

私たちは、次代をになう青少年一人ひとりが、互いの人格を尊重し、自己の責任を自覚しながら、輝かしい未来を創造する人間に育つことを願っています。

この願いを実現するため、家庭、学校をはじめ地域社会が一体となって青少年の健全育成を目指すことを決意し、ここに「青少年健全育成都市」を宣言します。

平成 18 年 7 月 11 日

伊 勢 市

伊勢市告示第70号

平成18年度分国民健康保険料について、伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）第14条第1項及び第18条の5第1項の保険料率並びに第22条第1項各号及び第22条第5項において準用する同条第1項各号に定める額を、次のとおり決定しましたので、同条例第14条第3項（第22条第4項において準用する場合を含む。）及び第18条の5第3項（第22条第5項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

平成18年7月12日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 国民健康保険条例第14条第1項の保険料率
 - (1) 所得割 $\frac{8.52}{100}$
 - (2) 被保険者均等割 28,440円
 - (3) 世帯別平等割 21,777円
- 2 国民健康保険条例第18条の5第1項の保険料率
 - (1) 所得割 $\frac{2.27}{100}$
 - (2) 被保険者均等割 9,465円
 - (3) 世帯別平等割 5,370円
- 3 国民健康保険条例第22条第1項第1号ア及びイの額
 - ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 19,908円
 - イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 15,244円
- 4 国民健康保険条例第22条第1項第2号ア及びイの額
 - ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 14,220円

- | | | |
|---|---------------------------------------|---------|
| イ | 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 | 10,889円 |
| 5 | 国民健康保険条例第22条第1項第3号ア及びイの額 | |
| ア | 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 | 5,688円 |
| イ | 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 | 4,356円 |
| 6 | 国民健康保険条例第22条第5項において準用する同条第1項第1号ア及びイの額 | |
| ア | 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 | 6,626円 |
| イ | 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 | 3,759円 |
| 7 | 国民健康保険条例第22条第5項において準用する同条第1項第2号ア及びイの額 | |
| ア | 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 | 4,733円 |
| イ | 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 | 2,685円 |
| 8 | 国民健康保険条例第22条第5項において準用する同条第1項第3号ア及びイの額 | |
| ア | 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 | 1,893円 |
| イ | 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 | 1,074円 |

伊勢市告示第 71 号

公 示

次の放置自動車を、伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第 10 条第 1 項の規定により移動し、同条第 2 項の規定により保管していますので、同条第 4 項後段の規定により公示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

平成 18 年 7 月 13 日

伊勢市長 森 下 隆 生

整 理 番 号	1719			
放置されていた場所	伊勢市宇治浦田 1 丁目地内 街路公園			
移 動 し た 日 時	平成 18 年 6 月 21 日			
保管を始めた日時	平成 18 年 6 月 21 日			
保 管 の 場 所	伊勢市佐八町地内 伊勢市車庫水防倉庫			
移 動 保 管 の 理 由	当該放置自動車により、市管理地及びその周辺の生活環境に著しい障害が生じているため			
放置自 動車の 形態等	メーカー名	トヨタ	塗 色	黒色
	車 名	マーク	自動車登録番号	福岡 54 て・351
	型式・種別	E-GX81・小型	車 台 番 号	GX81-3277443

2 申出先 伊勢市都市整備部維持管理課管理係
(電話 0596 - 21 - 5589)

伊勢市告示第 72 号

公 示

次の放置自動車を、伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第 10 条第 1 項の規定により移動し、同条第 2 項の規定により保管していますので、同条第 4 項後段の規定により公示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

平成 18 年 7 月 13 日

伊勢市長 森 下 隆 生

整 理 番 号	1720			
放置されていた場所	伊勢市宇治浦田 1 丁目地内 街路公園			
移 動 し た 日 時	平成 18 年 6 月 21 日			
保管を始めた日時	平成 18 年 6 月 21 日			
保 管 の 場 所	伊勢市佐八町地内 伊勢市車庫水防倉庫			
移 動 保 管 の 理 由	当該放置自動車により、市管理地及びその周辺の生活環境に著しい障害が生じているため			
放置自 動車の 形態等	メーカー名	マツダ	塗 色	緑色
	車 名	ボンゴ	自動車登録番号	三重 52 て 6760
	型式・種別	Y SSF8W・小型	車 台 番 号	SSF8W-508600

2 申出先 伊勢市都市整備部維持管理課管理係
(電話 0596 - 21 - 5589)

伊勢市選管告示第 80 号

平成 18 年 4 月 16 日執行の伊勢市長選挙に関し、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条の規定により提出のあった候補者の選挙運動収支報告書の要旨は、次のとおりです。

平成 18 年 7 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉木 仁

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 18 年 4 月 16 日執行
 伊 勢 市 長 選 挙

- 2 公職選挙法第 194 条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額
（法定選挙運動費用額）
 12,028,800 円

- 3 報告書の要旨
 別紙 1 ~ 2（届出順）

平成18年4月16日執行

伊勢市長選挙立候補届出者一覧表

枚数 1/1

届出 受理 番号	候補者氏名	性別	年齢	党派	新現 元別	職 業
1	モシタ 森下 カオ 隆生	男	55	無所属	新	自営業（建築設計）
2	ヤマナカ 山中 セイイチ 精一	男	73	無所属	新	政府の人格なき法人 外郭団体 日本興風会

選挙運動に関する支出金額の制限額

平成 18 年 4 月 16 日執行の伊勢市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、公職選挙法第 194 条第 1 項第 4 号の規定により、次のとおりである。

12,028,800 円

(算式・法第 194 条)

H18.4.8 現在 名簿登録者数	×	人数割額	+	固定額	=	計
(110,231 人)		(81 円)		(3,100,000 円)		(12,028,711 円)

支出限度額 (法定制限額)

12,028,800 円 (百円未満の端数は百円とする)

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成18年4月16日執行 伊勢市長選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）12,028,800円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	森下隆生	所属党派	無所属	期間	3月22日から	第1回分
出納責任者氏名	中村三郎				4月30日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額
小 西 一 通	会社役員	100,000 円	人 件 費	210,000 円
鈴 木 健 之	嘱託会社員	10,000		
中 北 彰 二		10,000	家 屋 費 (選挙事務所費) (集合会場費)	691,750 (610,650) (81,100)
大 西 晴 也	会社役員	100,000		
西 寺 英 麿	住職	10,000		
山 中 明	会社役員	50,000	通 信 費	43,721
丸 谷 次 郎		10,000		
達 城 正 美	会社役員	100,000	交 通 費	0
村 井 哲 夫	会社役員	100,000		
村 井 茂 己	会社役員	100,000	印 刷 費	748,200
小木曾 靖 夫	会社役員	100,000		
世 古 由 美	学習塾経営	70,000	広 告 費	494,550
河 中 恵 美	会社員	70,000		
島 田 洋 二	会社員	70,000	文 具 費	37,663
			食 糧 費	67,400
			休 泊 費	
			雑 費	119,397
寄附 計14件		900,000		
その他の寄附 件				
その他の収入		1,049,631		
今 回 計		1,949,631	今 回 計	2,412,681
前 回 計			前 回 計	
総 計		1,949,631	総 計	2,412,681
報告書受理年月日	平成18年5月1日		第1回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成18年4月16日執行 伊勢市長選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）12,028,800円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	山中精一	所属党派	無所属	期間	4月9日から	第1回分
出納責任者氏名	山中精一				4月20日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職業	寄附額	費目	金額
		円	人件費	80,000 円
			家屋費	0
			(選挙事務所費)	()
			(集合会場費)	()
			通信費	
			交通費	
			印刷費	350,700
			広告費	
			文具費	
			食糧費	
			休泊費	
			雑費	59,417
寄附 計0件		0		
その他の寄附 件				
その他の収入		490,117		
今回計		490,117	今回計	490,117
前回計			前回計	
総計		490,117	総計	490,117
報告書受理年月日	平成18年4月26日		第1回報告分	

伊勢市選管告示第 81 号

平成 18 年 9 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 18 年 7 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

縦 覧 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
（休日は、本庁舎 1 階守衛室）

（参 考）

縦 覧 期 間 9 月 3 日（日）から同月 7 日（木）までの 5 日間
（公職選挙法第 23 条）

伊勢市選管告示第82号

平成18年4月26日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙に関して、公職選挙法第189条（昭和25年法律第100号）の規定により伊勢市選挙管理委員会へ提出された公職の候補者の選挙運動費用に関する報告書の要旨は、下記のとおりでした。

平成18年7月4日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉木 仁

記

公職の候補者の選挙運動費用に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成18年4月26日執行
伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
- 2 期 間 平成18年4月21日から4月25日までの5日間
- 3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額
(法定選挙運動費用) 1,241,300 円
- 4 報告書の要旨

候補者氏名	所属党派	出納責任者	報告受理年月日
岩崎 稔	無所属	岩崎 稔	平成18年5月2日
大西 松藏	無所属	大西 松藏	平成18年5月8日
片岡 康	無所属	片岡 康	平成18年5月9日
中村 弘	無所属	中村 弘	平成18年5月1日
西村 修一	無所属	西村 修一	平成18年5月9日
林 克也	無所属	林 克也	平成18年5月1日

収入支出金額は全候補者0円。

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成18年4月26日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,241,300円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	岩崎 稔	所属党派	無所属	期 間	4月21日から 第 1 回分 4月25日まで
出納責任者氏名	岩崎 稔				

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額
		0 円	人 件 費	0 円
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集会会場費)	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
その他の寄附 件				
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0
報告書受理年月日	平成18年5月2日		第 1 回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成18年4月26日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,241,300円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	大西 松藏	所属党派	無所属	期 間	4月21日から	第 1 回分
出納責任者氏名	大西 松藏				4月25日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額
		0 円	人 件 費	0 円
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集会会場費)	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
その他の寄附 件				
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0
報告書受理年月日		平成18年5月8日		第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成18年4月26日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,241,300円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	片岡 康	所属党派	無所属	期 間	4月21日から 4月25日まで
出納責任者氏名	片岡 康				

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額
		0 円	人 件 費	0 円
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集合会場費)	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
その他の寄附		件		
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0
報告書受理年月日	平成18年5月9日			第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成18年 4月26日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,241,300円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	中村 弘	所属党派	無所属	期 間	4月21日から	第 1 回分
出納責任者氏名	中村 弘				4月25日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額
		0 円	人 件 費	0 円
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集会会場費)	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
計 件		0		
その他の寄附 件				
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0
報告書受理年月日		平成18年 5月 1日		第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成18年4月26日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,241,300円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	西村 修一	所属党派	無所属	期 間	4月21日から	第 1 回分
出納責任者氏名	西村 修一				4月25日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額
		0 円	人 件 費	0 円
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集会会場費)	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
計 件				
その他の寄附 件				
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0
報告書受理年月日		平成18年5月9日		第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成18年 4月26日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,241,300円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	林 克也	所属党派	無所属	期 間	4月21日から 4月25日まで
出納責任者氏名	林 克也				第 1 回分
収 入			支 出		
主たる寄附					
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額	
		0 円	人 件 費	0 円	
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集会会場費)	0	
			通 信 費	0	
			交 通 費	0	
			印 刷 費	0	
			広 告 費	0	
			文 具 費	0	
			食 糧 費	0	
			休 泊 費	0	
			雑 費	0	
その他の寄附		件			
その他の収入					
今 回 計		0	今 回 計	0	
前 回 計			前 回 計		
総 計		0	総 計	0	
報告書受理年月日		平成18年 5月 1日		第 1 回報告分	

伊勢市上下水道事業告示第 49 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号)第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 7 月 5 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
282	大島設備	松阪市稲木町 1164 番地	平成 18 年 6 月 28 日
283	有限会社大形 設備工業所	志摩市磯部町穴川 862 番 地 11	平成 18 年 6 月 28 日

伊勢市公告第 30 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 18 年 7 月 3 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市内宮	雑種	薄茶	雄	小	子犬	

2 抑留した日 平成 18 年 6 月 30 日

3 抑留期限 平成 18 年 7 月 5 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課(電話 0596-21-5540)

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室(衛生指導課)(電話 0596-27-5151)

伊勢市公告第 31 号

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 18 年 7 月 3 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画(利用権設定)

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
14 人	4 人	59,616 m ²	3 年
7 人	1 人	18,878 m ²	5 年
2 人	2 人	14,960 m ²	10 年

伊勢市公告第 32 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 18 年 7 月 5 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市船江	雑種	黒茶	雌	小	子犬	

2 抑留した日 平成 18 年 7 月 4 日

3 抑留期限 平成 18 年 7 月 6 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課(電話 0596-21-5540)

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室(衛生指導課)(電話 0596-27-5151)

伊勢市公告第 33 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 18 年 7 月 7 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市八日市場町	マルチーズ	白	雌	小	成犬	

2 抑留した日 平成 18 年 7 月 5 日

3 抑留期限 平成 18 年 7 月 10 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課(電話 0596-21-5540)

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室(衛生指導課)(電話 0596-27-5151)

伊勢市公告第 34 号

公 示 送 達

下記の者の平成 18 年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 18 年 7 月 13 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名又は名称

整理番号	納税通知書番号	納 税 義 務 者 名
1	243989-1	ワセン開発三重
2	244084-0	有限会社 杉木運輸
3	254270-5	村井 功治
4	244275-3	福井 文吉
5	227790-2	青海 詠
6	217174-2	南和電子工業 有限会社
7	219053-0	下村 忠一（下村 政己外 1 名）
8	219052-2	下村 忠一
9	240259-9	西井 典生
10	238054-9	森島 三津廣
11	207623-7	中田 辰吉
12	218190-7	高木 一（高木たね）
13	218191-5	高木 一

14	201407-5	谷口 よしゑ
15	204454-5	廣瀬 公邦
16	204311-7	八光トレーディング 株式会社
17	203198-4	協和 株式会社
18	203099-6	神田 正弘
19	203881-3	徳原 光男
20	203425-9	三和都市開発 株式会社
21	204608-4	松阪電子 株式会社
22	240212-5	中西 和美
23	204691-1	三谷 好子
24	202922-2	奥村 恒省
25	202881-0	岡山 和生
26	204391-3	原田 義美
27	205059-4	株式会社 慶屋
28	203073-4	川野 隆義
29	204614-9	松嶋 小すゑ
30	204336-1	濱口 佐助
31	203023-9	株式会社 伊勢環境エンジニア
32	228294-7	西川 キクノ
33	207462-5	上村 明 外1名
34	255328-3	早川 すゑの
35	214708-3	三原 成晃
36	243853-6	野村 好子
37	201025-9	清水 紀美代
38	201960-1	樋口 光子 (樋口 あきへ)
39	203541-7	杉本 結城

伊勢市病院事業公告第3号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成18年7月3日

伊勢市病院事業管理者 世古口 務

1 採用職種及び採用予定者数

作業療法士 1人程度

2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 昭和35年4月2日以降に生まれた者
- (2) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）に基づく作業療法士の免許を有する者
- (3) 病院において作業療法士として1年以上の実務経験を有すること。
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない者
- (5) 日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の者は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

3 試験の方法

小論文及び口述試験（面接）

4 受験手続

(1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添 付 す る 書 類
住民票の写し（本人のみ） 返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。） 作業療法士免許証の写し 日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

(2) 申込受付期間

平成18年7月10日（月）から平成18年7月31日（月）まで

（午前8時30分から午後5時まで。日曜日、土曜日及び祝日は除きます。）

ただし、郵送の場合は、平成18年7月28日（金）付消印まで有効とします。

5 試験の日時及び場所

平成18年8月6日(日)に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

平成18年8月下旬までに受験者に通知します。

7 採用予定年月日

平成18年10月1日

8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第124号)及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年病院事業管理規程第16号)の規定に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

(電話 0596-23-5111 内線213、214)

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるため、申込書には必ず連絡先(電話番号)を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課